

# 平成31年度事業計画

## I. 基本方針

東京の農業は、それぞれの地域特性を活かした生鮮食料をはじめ花卉・観葉植物などを生産し都民に供給するとともに、農地は生産の場としてばかりでなく、環境財など多面的機能としての役割を果たしており、今後とも良好な状態に整備し保全・管理に努めて行かなければならない。しかし、担い手の高齢と後継者の確保難、都市化の進展による営農環境の悪化など、農地の遊休化や耕作放棄が進行するといった状況にある。

こうした東京農業が抱える課題を踏まえ、農地を優良な生産基盤として整備し担い手に集約しながら地域農業の振興と活性化を図っていくためには、国の施策を念頭に置きつつ、土地改良の手法によって関係機関が連携し、計画的に取り組んで行くことが必要不可欠である。

土地改良事業を巡る厳しい情勢の中にあって、国は農林水産業を成長産業として位置づけ、農政改革に向けた新たな施策の展開を打ち出している。また土地改良法の改正に伴い、准組合員制度の創設や総代会設置の緩和など、土地改良区の体制と運営基盤の強化に向けて、4月から施行されることになった。本会としては、新たな制度の下で会員の取り組みを積極的に支援するとともに、東京都をはじめ会員並びに関係機関と連携して地域農業の課題に取り組み、きめの細かい事業推進に心がけ、会員共同の利益の増進と東京農業の発展に向けて、定款に定める次の事業を積極的に推進する。

## II. 実施事項

### 1. 土地改良事業に関する技術的指導・援助並びに業務受託

- (1) 土地改良事業の調査設計・積算及び換地業務の指導・援助
- (2) 土地改良事業の業務受託
- (3) 土地改良区への指導・援助
- (4) その他土地改良事業に関する指導

### 2. 土地改良事業に対する相談・教育・広報事業

- (1) 職員の質的向上と相談業務への迅速対応
- (2) 土地改良に関する各種研修会の開催
- (3) 広報誌「土地改良だより」の発行・配布
- (4) 参考資料及び各種情報の提供

### 3. その他本会の目的を達成するために行う事業

- (1) 国、東京都及び全土連等から委託された調査並びに事業の実施
- (2) 土地改良制度の改善整備
- (3) 国及び東京都へ農業予算確保の建議、陳情
- (4) 土地改良事業に功績のあった会員または個人表彰の推薦
- (5) その他必要な事項